

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 保安林の指定をする件 四三
- 道路の区域を変更する件 四三
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 四三
- 都市計画を変更した件 四四

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四四
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四四
- 環境影響評価書を作成した件 四四
- 一般競争入札を行う件 四五
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 四六

告 示

福島県告示第五百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林の所在場所
石川郡古殿町大字松川字才竜内二九五、二九八、二九九、三〇二、三〇三
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道湯野 上会津高 田線	大沼郡会津美里町大字 尾岐窪字下川原九七〇 番二地先から 同 郡同 町大字 尾岐窪字新町一〇番二 地先まで	変更前	A 七・八 一六・七	一五三・五
		変更後	A 七・八 一六・七 B 一〇・三 二七・二	一五三・五 一五四・六

(道路計画課)

福島県告示第五百五十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	区 間
県道白河停車場線	白河市大工町七二番地先から同市手代町五〇番地先までの上り線 白河市大工町六九番地先から同市袋町二九番地先までの下り線

り線

(道路計画課)

福島県告示第五百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画道路を變更した。この變更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域

福島市松川町浅川のうち荒田、赤沼、羽山岳、躑躅森、西赤沼、満仲内、上赤沼、峯道、陣場、崖、町下、向坂、若宮、町頭、入り、西森、高野、西窪及び赤柴の一部の区域

福島市光が丘の一部の区域

福島市平石のうち明石場、牛坂、両日森、山発田、吉治森、町畑、八郎、窟沢、川袋、大縄及び西久保の一部の区域

福島市小田のうち関根、向田、東新田ノ目、西新田ノ目、光谷、並柳及び扇田の一部の区域

福島市大森のうち鳴神、下原田、経塚、南中道、唐橋、西ノ内及び南街道端の一部の区域

二 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県北建設事務所企画管理部企画調査課(福島市中町七番十七号)及び福島市都市政策部都市計画課(福島市五老内町三番一号)

(都市計画課)

公 告

公告第二百二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月十一日

二 名称

特定非営利活動法人F U N

代表者の氏名

伊藤 房雄

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町字古屋敷六十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて安全・安心な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

下郷町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡部 弘毅 南会津郡下郷町大字栄富字平乙四一〇番地一

(農村計画課)

公告第二百二十五号

福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)第二十一条第二項及び第四十八条第四項の規定により県北都市計画道路三・一・一〇二号松川北矢野目線(一般国道十三号福島西道路南伸)に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 県の名称 福島県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 都市計画対象事業の名称 県北都市計画道路三・一・一〇二号松川北矢野目線(一般国道十三号福島西道路南伸)

2 種類 一般国道の改築

3 規模 長さ約六・三キロメートル 四車線

三 対象事業実施区域 別紙図面のとおり

四 関係地域の範囲 福島県福島市

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 福島県土木部都市総室都市計画課（福島市杉妻町二番十六号）・福島県北建設事務所企画管理部企画調査課（福島市中町七番十七号）・福島市役所都市政策部都市計画課（福島市五老内町三番一号）・福島市役所信夫支所（福島市大森字馬場一番地）及び福島市役所松川支所（福島市松川町字松内十八番地）
 - 2 縦覧の期間 平成二十三年十一月二十二日（火）から同年十二月二十一日（水）まで（土曜日、日曜日及び十一月二十三日（水）を除く。）
 - 3 縦覧の時間 午前八時二十分から午後五時まで
- 六 問い合わせ先 福島県土木部都市総室都市計画課（電話〇一四一五一一一―五五〇）
 「[縦覧図面]」を「縦覧」する図面を縦覧場所にて縦覧して貰える。
 （総務部課）

公告第226号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（二本松処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年11月22日

福島県東中流域下水道建設事務所長 柳 沼 利 行

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の件名及び数量 流域下水道（二本松処理区）維持管理業務一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (4) 履行場所 あだたら清流センター（福島県二本松市榎戸二丁目96番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 共同企業体でない単独の者の資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ この公告の日から入札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。

オ 平成19年4月1日以降に次に掲げる全ての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。

カ 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設

(1) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

次に掲げる者を履行場所に配置できる者であること。なお、(7)の総括責任者は、(2)及び(3)に掲げる者を兼務することができる。

(7) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）である者）

(4) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）

(5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）

(6) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の項目名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）

(7) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）

(8) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）

(9) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転に係る労働安全衛生法第59条第3項の特別の教育を受けた者）

(10) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）

(11) 防火管理者（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号に規定する者）

(12) 特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アアルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者）

キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

ク 共同企業体の資格要件

ア 構成員は、2者又は3者であること。

イ 自主結成であること。

ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

オ 共同企業体の構成員の全てが(1)のアからエまでに掲げる条件を全て満足している者であること。

カ 共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ(ア)に掲げる者に係るものに限る。)に掲げる条件を満足している者であること。

キ 共同企業体の構成員により(1)のカ(ア)に掲げる者に係るものを除く。)に掲げる条件を満足している者を全て配置できること。

ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者については2の(1)のイからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者については2の(2)のイからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年12月20日(火)午後5時まで(イ)次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地

福島県中流域下水道建設事務所総務課

電話番号024-958-3861

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

5 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札書を中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。

(1) 配達指定期日 平成24年1月13日(金)

(2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

6 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年1月27日(金)午前10時

(2) 場所 3に掲げる場所に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×1,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者について、流域下水道(二本松処理区)維持管理業務委託総合評価委員会の意見聴取等の後、落札者とする。

11 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The maintenance and management of the Adataru Seiryu Centre, Regional Sewerage System 1set

(2) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 15p.m, 13 January 2012

(3) Contact point for the notice : The Ken-chu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, 5 Yamanoi, Hiwada, Koriyama-shi, Fukushima 963-0534 Japan TEL024-958-3861

(総務課)

福島県建設部建設課

〒963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八條、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十三年十一月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉鎖 年 月 日
財団法人ときわ会竹林病院	いわき市平字堂根町二の三	平成二十三年六月三〇日